

第6回制度・地方行財政WG 御説明資料②

(地方税制関係)

平成28年2月12日
總務省提出資料

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律（抄）（平成24年8月22日）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

地方法人課税の偏在是正について

【平成26年度与党税制改正大綱】

[消費税率8%段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[]: 制限税率

(都道府県分)	5.0%	[6.0%]	→	3.2%	(△1.8%)	[4.2%]
(市町村分)	12.3%	[14.7%]	→	9.7%	(△2.6%)	[12.1%]

2. 地方法人税の創設

- 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- 税収全額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

[消費税率10%段階]

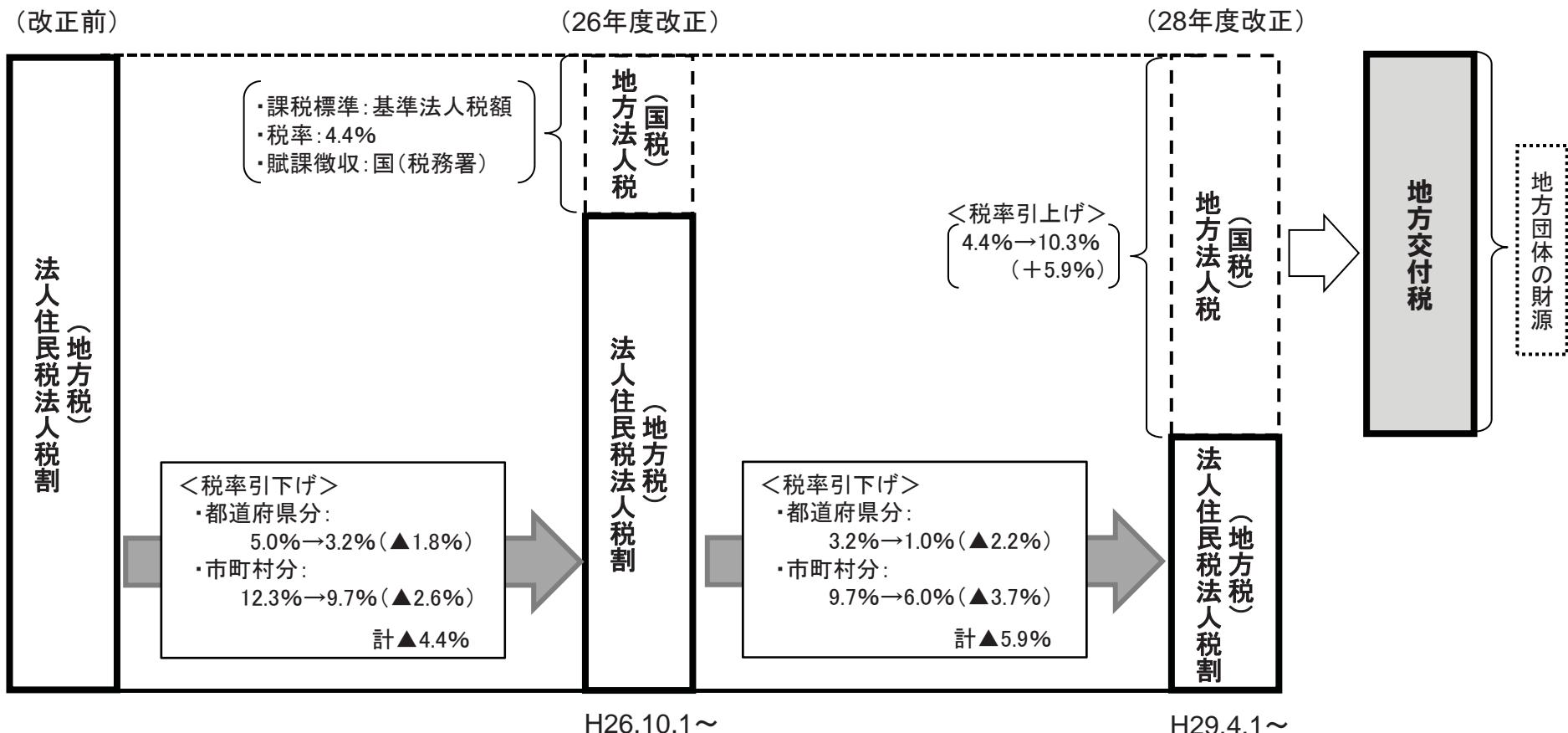
- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。
また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

【平成27年度与党税制改正大綱】

- 平成26年度与党税制改正大綱における消費税率10%段階の地方法人課税の偏在是正については、平成28年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

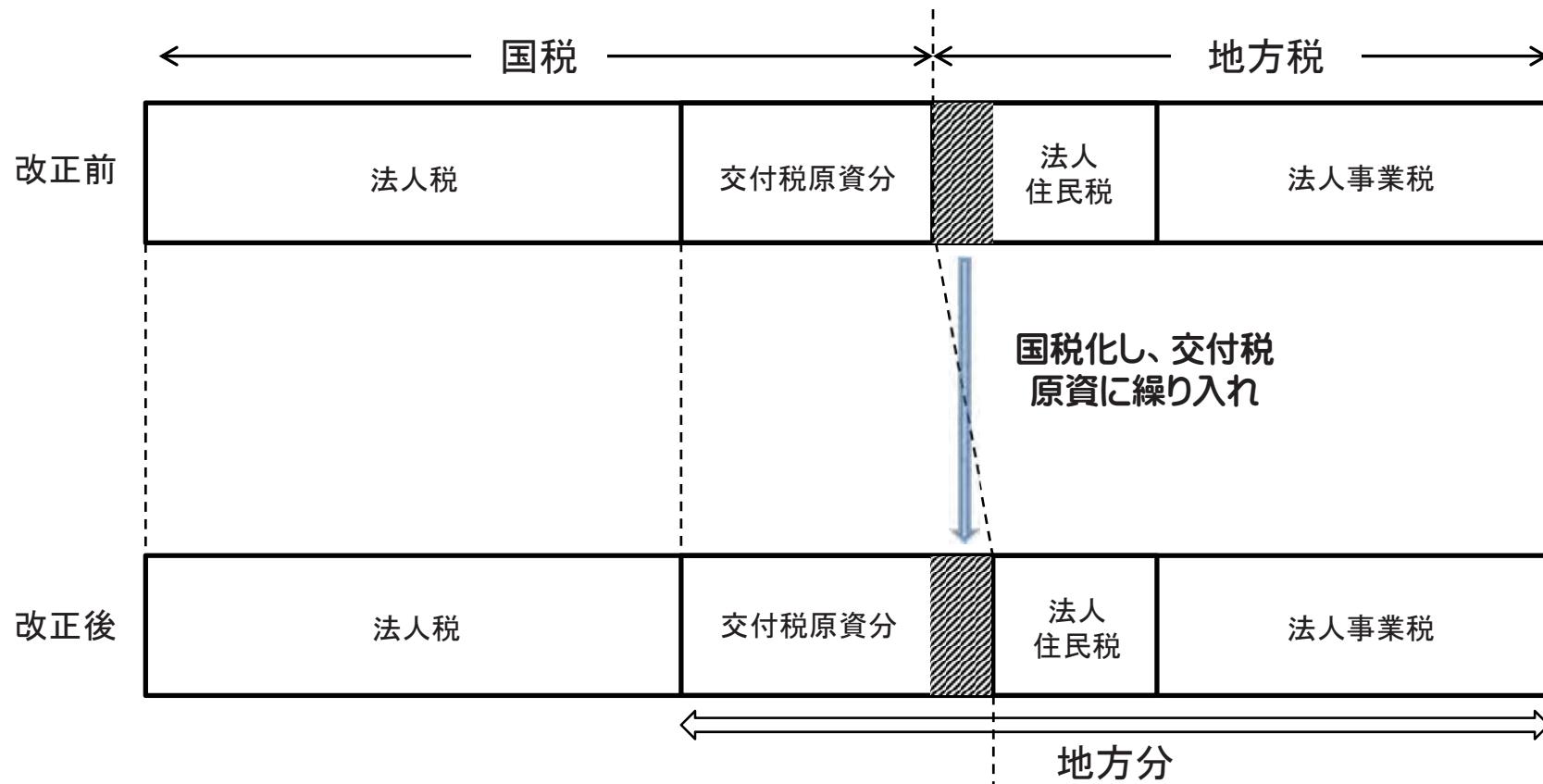
法人住民税法人税割の交付税原資化(案)の概要

消費税率8%及び10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに併せて、地方法人税(国税)の創設及び税率引上げを行い、その税収全額を地方交付税原資化



法人住民税法人税割の交付税原資化

- 偏在度が高く年度間の税収の変動が大きい法人住民税法人税割の一部を国税化し、交付税原資に繰り入れる。
- 法人住民税法人税割の一部は国税化することとなるが、地方固有の財源である地方交付税原資に国税化された全額を繰り入れることにより、地方団体の貴重な税財源であるという性格が失われることはない。



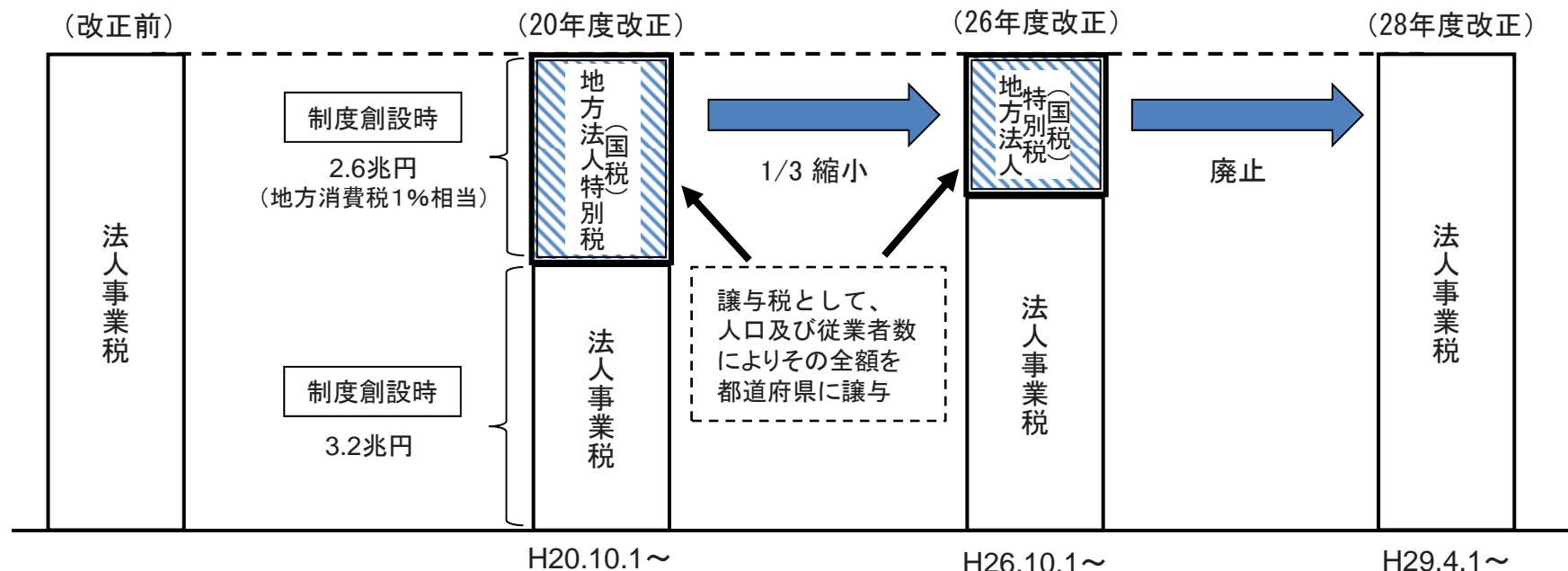
地方法人特別税・譲与税の廃止(案)

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として
地域間の税源偏在を是正するための制度として導入 ※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用



平成26年度改正 地方法人特別税の規模を1／3縮小し、法人事業税に復元
※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

平成28年度改正 地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元
※平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用



地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

法人事業税交付金の創設(案)

- 地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設。

(平成29年度～)

※ 年度間の税収変動や偏在性の大きい市町村分の法人住民税法人税割の一部を、外形標準課税が導入され、税収の安定化が図られてきた法人事業税の交付金に置き換えることにより、市町村の税源の偏在是正と財政運営の安定化にも寄与。

1. 交付額

都道府県の法人事業税額の100分の5.4（市町村分の法人住民税法人税割の引下げ(2%)相当分）
※ 初年度(平成29年度)は交付率につき所要の経過措置を講ずる。

2. 交付基準

従業者数

※ 経過措置として、3年間は
右のとおりとする。

H29 :	法人税割額	
H30 :	2/3…法人税割額	1/3…従業者数
H31 :	1/3…法人税割額	2/3…従業者数

※ その他所要の措置を講ずる。

- なお、法人住民税法人税割の税率引下げに伴う減収額を対象に地方債の発行を可能とする特例規定を設ける。

平成28年度税制改正大綱（偏在是正関係部分抜粋）

（平成27年12月16日）
自由民主
公明
国民党

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

3 地方創生の推進・特区に係る税制上の支援措置

（1）地方法人課税の偏在是正

地方創生を推進するためには、地方公共団体が安定的な財政運営を行うことのできる地方税体系を構築する必要がある。こうした観点も踏まえ、地方法人課税については、消費税率（国・地方）8%段階の措置に引き続き、消費税率10%段階においても、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るための措置を講ずる。また、地方法人特別税・譲与税を廃止し、法人事業税に復元するとともに、これに代わる偏在是正措置を講ずる。

具体的には、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税の税率を当該引下げ分相当引上げ、その税収全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。更に、地方法人特別税・譲与税に代わる偏在是正措置に伴う市町村の減収補てん、市町村間の税源の偏在性のは正及び市町村の財政運営の安定化を図る観点から、法人事業税の一定割合を市町村に交付する制度を創設する。なお、この偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。